

強制徴用工事件における最近の公示送達決定の意味と 今後予想される強制執行手続の概略

1. 序論

最近2020年6月3日付報道によると、大邱地方法院浦項支院において2020年6月1日付で日本製鐵(旧称:新日鐵住金)が保有する株式会社PNR(韓国所在会社)の非上場株式(以下「本件株式」という。)に対する差押命令決定文等を債務者である新日鐵住金に公示送達することを決定したとしています。このような公示送達関連のニュースは、所謂『強制徴用工判決』の確定により債権者らが日本製鐵等を相手に強制執行の申請を行った事件と関連しています。債権者らによる強制執行申請の後、日本外務省が韓国法院の差押命令決定文等の強制執行書類を返送するなどして送達が遅れ、これに韓国と日本いずれも、いつ、どのような方法で執行手続が続行されるのかについて注視してきました。

今回の公示送達決定により執行手続が再開されたものと見られ、本ニュースレターでは、韓国法上における公示送達決定の意義と効力および今後予想される強制執行手続について簡単にご説明させていただきます。

2. 公示送達決定の意義、手続きおよびその効果

公示送達とは、当事者の住所等または勤務先が分からない場合または外国から行わなければならない送達に関して、民事訴訟法第191条の規定に拠ることができないか、これに拠っても効力がないものと認められる場合¹に、職権または当事者の申請により法院事務官らが行う送達のことをいいます（民事訴訟法第194条第1項）。なお、このような公示送達は、本案訴訟手続きだけでなく、強制執行手続にも適用されます（民事執行法第23条）。公示送達は、送達を受けるべき者に対して送達書類の内容が分かる機会をつくることにより、送達の効力を発生させるものであるため、交付送達の原則に対する例外に該当し、送達が不可能な場合には、送達の施行を意図する当事者の権利を保護し、手続きの円滑な進行を図るために認められるものであるため、他の送達方法が不可能な場合に限って認められる補足的かつ最終的な送達方法です。

公示送達は、法院事務官らが送達する書類を保管し、その事由を法院掲示板に掲示するか、その他に大法院規則にて定める方法に従わなければなりません（民事訴訟法第195条）。日本製鐵問題の場合、大邱地方法院浦項支院の法院掲示板に公示送達文が掲示されています（民事訴訟規則第54条第1項）。

また、公示送達は、初めて行われる場合には実施した日から2週間が過ぎてから効力を生じ、特に外国で行う送達に対する公示送達の場合は、2月を過ぎてからその効力を生じます（民事訴訟法第196条）。関しまして、当該公示送達文の本文によると、現在公示送達の対象となる送達書類は（債務者用）債権差押命令決定正本及び国内送達場所領収人に対する申告命令であり、その送達の効力は2020年8月4日0時以降に発生するものとなっています。

3. 今後予想される強制執行手続き

本強制執行手続きは、株券が発行されていない非上場株式に対するものとなりますが、このような強制執行手続きは、通常「差押 → 現金化 → 配当」の順で手続きが進められます。「差押」の主な手続きは、「①債権者による差押命令申請書の提出、②執行法院における申請書の審査、③執行法院での差押命令の決定および差押命令決定文の送達」となっています。「現金化」の主な手続きは、「①債権者による特別現金化命令申請書の提出、②執行法院における第三債

1. 本件のように、外国政府が韓国法院による送達の囑託に応じず、そのような囑託を通じた送達の効力がないものと認められる場合等を意味します。

務者および債務者の審問²、③執行法院での特別現金化命令決定」による執行官の差押財産の売却になります。また「配当」の主な手続きとしては、「①執行官が買主から売却代金の支払いを受けた後、執行法院に売却代金と売却にかかる調書を提出し、②これによる執行法院の配当手続き（債権者らに対する債権計算書の提出催告 → 配当表の作成 → 配当期日の指定）の開始」となります。

差押命令の場合、第三債務者に対して送達されると効力が発生し（民事執行法第251条第1項、第227条第3項）、第三債務者が存在しない場合には、債務者に対して送達されることによりその効力が発生します（民事執行法第251条第2項）。ところで、日本製鐵問題の場合、公示送達により差押命令決定文が債務者に送達されたと看做す2020年8月4日午前0時以降には、特別現金化命令を通じてキャッシュ化の手続きが続けて進められる可能性があると思われます。つきまして、かかるマスコミ報道等によると、債権者らは、本件株式に対して既に特別現金化命令（売却命令）を申請したものと見られます。上記の売却命令とは、執行法院が該当申請を許可する決定である特別現金化命令の中の一つとして、執行法院にて定める方法により、執行官に対して差押財産を売却するようにする執行法院の決定をいいます。執行法院が売却命令の決定をした場合、執行法院の同決定により、執行官が差押財産である本件株式の売却を完了することになれば、その売却代金は後の配当手続きに従って債権者らに配当されます。

一方、日本製鐵が保有するPNRの株式は、非上場株式であるため、法院の特別現金化命令（売却命令）の過程や配当手続きにおいてPNRの株式価値に対する鑑定手続きが進められる可能性が高いものの、このためには、通常2～3ヶ月が追加でかかります。結果として、大邱地方法院浦項支院の特別現金化命令（売却命令）決定が出る場合にも、その後実際に強制執行手続きが終了するまでは、数ヶ月の期間を要するものと予想され、また、今回の大邱地方法院浦項支院における公示送達の決定は、韓国における他の法院にて進められている差押手続きにも影響を及ぼすものと予想されます。

法務法人(有)世宗の日本チームは、今後も、日本関連の情報を定期的にアップデートを行いお知らせさせていただきます。これに関してのお問い合わせ等がございましたら、いつでも法務法人(有)世宗までご連絡頂ければ幸いです。

2. 執行法院は、原則的に特別現金化の申請を許可する決定（特別現金化命令）をする前に債務者を審問しなければなりません。が、例外的に債務者が外国にいる場合とか、いるところが明らかでない場合は尋問しないことができます（民事執行法第241条第2項）。

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

Contact us



金潤希 (キム・ユンヒ)

Partner

T. +82-2-316-4025

E. yhekim@shinkim.com



朴世吉 (パク・セギル)

Partner

T. +82-2-316-4634

E. skpark@shinkim.com



金永根 (キム・ヨングン)

Partner

T. +82-2-316-1608

E. ygkim@shinkim.com



周旼貞 (ジュ・ミンジョン)

Partner

T. +82-2-316-4658

E. mjejoo@shinkim.com



林起勳(イム・キフン)

Associate

T. +82-2-316-4071

E. khlim@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.